

スコープ

日本ガイシ事案とは事実関係が異なると判断

HOYA、移転価格税制事案で一部取消し判決

各種ガラス及びエレクトロニクス関連素材等の製造・販売等を行うHOYA（株）に対する移転価格税制の適用の是非が争われていた事案では、令和7年6月10日、東京地裁民事51部（岡田幸人裁判長）が処分の一部を取り消す判決を下していたところだが、本誌取材により判決の内容が明らかとなった。

原告は、「重要な無形資産」を有していないから、「残余利益分割法と同等の方法」を適用すべきでないなどと主張するも認められず、日本ガイシ事案のように設備投資に係る超過減価償却費を分割要因とすべきとの主張も認められなかった。しかし、処分行政庁が選定した国外関連者の比較対象法人が不適切であると東京地裁が判断した結果、13億円の追徴税額が取り消された。

国外関連者の比較対象法人、処分行政庁の選定は不適切

事案の概要は図のとおり。HOYA（株）（原告）は、ハードディスクドライブ（HDD）用のガラス製サブストレートの製造及び販売等を行う国外関連者との取引について、①技術開発等の役務提供及び②知的財産権等の管理の役務提供を行ったことにより支払いを受けた対価の額をそれぞれ益金の額に算入するとともに、③ガラス製サブストレートを購入したことにより支払った対価の額を損金の額に算入して、本件各事業年度に係る法人税の確定申報を行った。

これに対し処分行政庁は、上記の各取引を一の取引とみた場合に原告の支払う対価の額が独立企業間価格を超えるとして更正処分等を行い、約33億円を追徴課税した。

原告は、処分行政庁が独立企業間価格を算定するに当たり「残余利益分割法と同等の方法」を採用したことについて、自らは「重要

な無形資産」を有していないから、残余利益分割法と同等の方法を用いて独立企業間価格を算定することは合理性を欠くなどと主張し、処分の取消しを求めて訴訟を提起した。なお、平成30年3月20日付け裁決により、本件各更正処分等の一部が取り消されている（約5億円）。

原告・国外関連者双方に重要な無形資産あり

東京地裁はまず、残余利益分割法と同等の方法の適否について検討。原告の有するガラス製サブストレートの製造に要する超精密研磨、超精密洗浄及び化学強化等に関する技術・ノウハウ（本件技術等）を内容とする特許権等により、競合他社が本件技術等を無償では利用し得ず、原告に比べて高いコストでの生産を強いられるなどして撤退を余儀なくされたと指摘した。また、原告はその結果としてガラス製サブストレート事業の市場にお